

第10回亙理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和6年10月28日(月)午後1時30分から午後2時09分

2. 会議の場所 亙理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(13名)

2番	星	昌	知	3番	安	住	政	男	4番	安	住	郁	子	
5番	穴	戸	茂	6番	齋		精	一	7番	渡	邊	喜	徳	
8番	小	野	忠	良	9番	新	田	育	男	11番	石	垣	祐	子
12番	鈴	木	周	吾	13番	遠	藤	圭	一	14番	片	平	洋	之
15番	伊	藤	富	敏										

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

16番	渡	辺	幸	一	17番	菊	地	英	一	19番	南	條	栄	一	
20番	丸	子		清	21番	高	倉	朝	賀	津	23番	鈴	木	誠	一
24番	鈴	木	正	彦	25番	太	田	匡	美	26番	佐	藤	洋	子	
27番	結	城	美	智	子	28番	高	橋		敏	29番	佐	藤	弘	子
30番	穴	戸	俊	雄											

4. 欠席者

(1) 農業委員(1名)

1番 浅川文義 10番 加藤正純

(2) 農地利用最適化推進委員(1名)

22番 末木清一

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第5 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第6 第5号議案 非農地証明願について

6. 事務局

事務局長 菊池広幸、班長 浅井由紀枝、主査 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第10回互理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。次回の総会までの日程については、11月20日に互理と逢隈で地区委員会、11月21日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は11月27日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、1番、浅川文義委員、10番、加藤正純委員、22番、末木清一推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名ですが、互理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、会議録署名委員は議長が指名することになっておりますので、6番、齋精一委員、7番、渡邊喜徳委員を指名いたします。日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可するこ

とに決定します。以上で第1号議案の審議を終了します。

日程第3、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。

それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請書審議について採決をいたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第2号議案の審議を終了いたします。

日程第4、第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明を頂き、採決することとします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位1番から順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第3号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

14 番 両方とも20年前、30年前に申請が出ていて、農地転用事業計画変更の申請が出ていますよね。それで現状が畑となっているのはどういう意味か、転用していないのか。

事務局 おっしゃる通りで、何も手を付けていない状況です。

14 番 県の許可は、20年前、30年前出ているが、申請出して許可が出て家を建てなくても何でもないのでしょうか。

事務局 罰則等が特にあるわけではないので、この方たちは今から家を建てるということは可能です。

14 番 許可が下りて、50年もたっていても、許可は下りたまなのだろうか、不思議が疑問なのだが。わからないわけでもないが。

事務局 詳しくは調べたことはありませんが、基本的に転用許可は取り消さな

い限り消えないです。

議 長 よろしいですか。

1 4 番 はい。

議 長 ほかにありませんか。

1 6 番 今の件ですが、課税はどのようになっているのですか。5条申請して許可を取った後も一応畑になっているが。

事 務 局 基本的に転用申請した場合、総会終了後、役場の関係する課には議案を配布しております。税務課では転用申請があったところが、いずれ家が建つ土地ということで介在畑という扱いになりますので、農地の地目よりは固定資産税が上がります。宅地並みに課税し造成費を引くような形でだいたい70%ぐらいです。家が建ったあとは宅地としての課税になります。

1 6 番 要するに農地としての課税ではないわけですね、例えば申請した平成14年から、それなりの課税があるということですね。

事 務 局 はい。あくまでも造成費なので、仮に道路とほとんど差がない場合は、宅地並み、雑種地並みの課税になる箇所もあります。必ず税務課の職員が場所を確認して評価しますので、ほとんど宅地並みとっていただいていいです。

議 長 よろしいですか。

1 6 番 はい。

議 長 ほかにありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議について採決をいたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。次に順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とすることにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第3号議案の審議を終了いたします。

日程第5、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議に

ついてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。それでは、はじめに互理地区委員会より説明をお願いします。

1 2 番 (順位 1 番から順位 2 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位 3 番から順位 5 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第 4 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第 4 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可相当とすることにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 2 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当とすることにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 3 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とすることにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可相当とすることにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 5 番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第 4 号議案の審議を終了します。

日程第 6、第 5 号議案、非農地証明願についてを議題とします。担当

の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第5号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。順位1番については、許可することにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第5号議案、非農地証明願については、許可することに決定いたします。

これで議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局 事務局から報告事項1件、事務連絡が1件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家について報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時09分